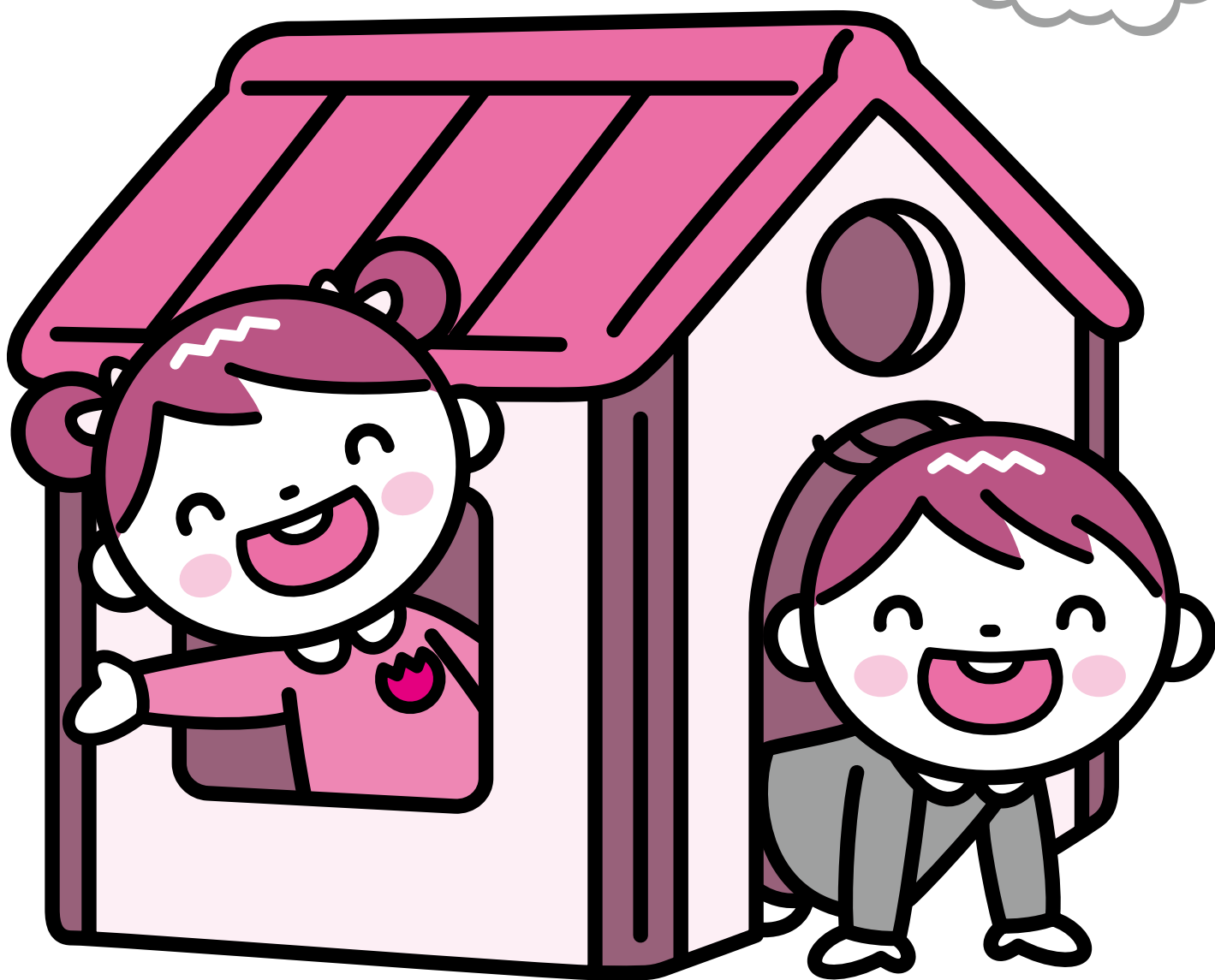


平成30年度

保育園入園のご案内



岡崎市

保育園とは

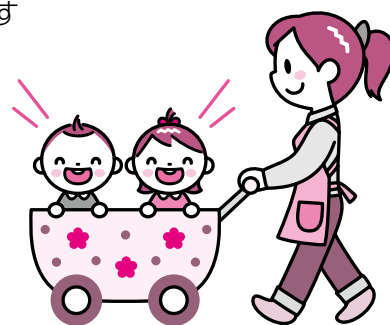
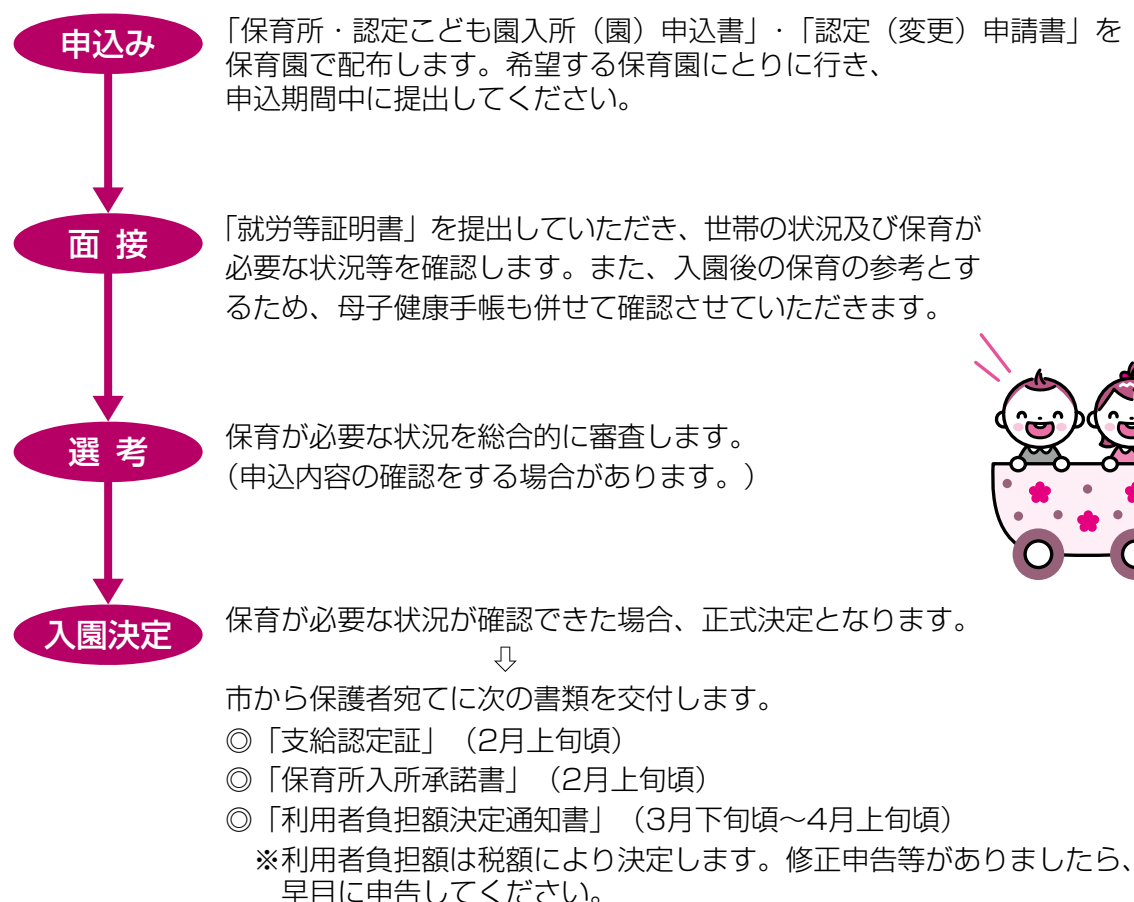
保育園とは、保護者が仕事をしていたり、病気にかかっていたり、又はその他の理由で保育が必要な場合に、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、保育園への入園は学校教育の一環として位置づけられている幼稚園への入園とは異なります。

申込みをされるかたは、このパンフレットをよくご覧になって手続きをしてください。

申込みの手続きから入園の承諾まで

▶ 4月1日新規入園の受付



▶ 年度途中入園の受付

入園申込みについては、随時希望する保育園にお問合せください。

年度途中の入園は、原則として月の初日となります。入園希望日の1か月前までに「保育所・認定こども園入所（園）申込書」及び必要書類を保育園に提出してください。

なお、育児休業終了に伴う年度途中入園を希望するかたについては、保育園の空き状況に応じて1年前から入園の予約を受け付けます。入園を希望する保育園にお問合せください。

▶ 緊急に入園が必要な場合

保育課にご相談ください。

認定について

保育園の利用には、保育の必要性に応じた**認定**を受ける必要があります。
認定を受けた方は「支給認定証」が交付されます。

(1) 認定区分

認定区分	対象となる子ども
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども

(2) 保育の必要性・事由

- ① 就労
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居親族(長期入院等している親族を含む)の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業 ※年齢制限等があります。

※詳しくは入園の基準(P3)をご参照ください。

(3) 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受けるかたは、保育の必要量によって「保育標準時間(主にフルタイムの就労等を想定した11時間以内の利用)」と「保育短時間(主にパートタイムの就労等を想定した8時間以内の利用)」に区分されます。

保育必要量が一月において120時間以上労働等をすることを常態とする場合に「保育標準時間」の区分の認定を行うものとし、一月において60時間以上(目安:毎月15日以上かつ毎日4時間以上)120時間未満の労働等を常態とする場合に「保育短時間」の区分の認定を行うものとします。

保育必要量	就労・従事時間
保育標準時間	一月において120時間以上
保育短時間	一月において120時間未満(下限時間60時間)

※保育必要量の認定によって保育料が異なります。(保育料一覧表:P13・14)

入園の基準

保育園に入園できるのは、次の①と②の両方を満たす場合です。

①岡崎市にお住まいで住民登録があるかた

②保護者(～64歳)のいずれのかたも次の事由に該当し、保育ができない場合

入園基準	具体的な保護者の入園事由	承諾期間
就 労	自宅外で仕事をしている場合又は自宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合 【基準】 毎月60時間以上(目安:毎月15日以上かつ毎日4時間以上)居宅内外で労働することを常態としていること。 ※歩合制による収入の仕事及び内職での入園の場合は、毎月の保育料を満たす程度の収入が必要です。 ※農業での入園の場合は、年間を通じて農作業があり農業としての収入があることが必要です。	入園の承諾開始日から児童の小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産前後である場合	出産予定日の8週間前の属する月以降の初日から出産日の8週間後の属する月以前の末日まで
保護者の 疾病・障がい	保護者が病気、けが又は心身に障がいがあり、常に保育ができない場合	入園の承諾開始日から医師等の作成した診断書に記載されている期間(最長1年)
同居親族等の 介護・看護	疾病又は心身に障がいを有する同居家族等があり、保護者が常時(目安:毎月15日以上かつ毎日4時間以上)介護又は看護にあたっている場合 ※病院への送迎等では入園できません。	
災害復旧	災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあたっている場合	入園の承諾開始日から左の状態が継続すると見込まれる期間
就 学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学することを常態としてしていること又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けていること(目安:毎月15日以上かつ毎日4時間以上)	入園の承諾開始日から在学証明書等に記載されている期間(1年ごとに更新)
保護者の 育児休業	育児休業取得時に3歳児以上の児童で、保育園を利用しており継続して保育が必要な場合、又は小学校就学までに育児休業復帰をし、保育が必要となる場合 ※0歳児から2歳児までは入園できません。	勤務先から交付された育児休業の通知に記載されている期間の前月末

※平成30年4月1日における年齢を基準とします。

※これから就労する予定の場合(求職活動)も申込可能ですが、入園後3か月以内に就労を開始し、そのことがわかる書類を提出されない場合には退園していただきます。

※「下の子に手がかかるため」、「来年小学校へ就学するため」、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活を身につけるため」、「友達がいないため」というような理由では入園できません。

入園申込みに必要なもの

必要書類がすべてそろっていない場合は入園できません。

③・④は面接の際、提出していただきます。

①～③は保育園にあります。

①認定(変更)申請書→5・6ページの記入例を参考にしてください。

②保育所・認定こども園入所(園)申込書→7ページの記入例を参考にしてください。

③就労等証明書→不明な点等があった場合は、職場へ訪問、確認させていただくことがあります。

※就労の確認について、給与支払証明書又は給料支払明細書を提出していただく場合があります。

入 園 基 準		就 労 証 明 書 等 の 証 明 者 及 び 添 付 書 類
就 労	外 勤	勤務先（事業所）の証明、育児休業復帰による入園は育児休業の通知の写し等
	個人営業	民生委員児童委員の証明
	内 職	内職提供元（事業所）の証明
	農 業	生産組合長の証明、収入のわかるもの
妊 娠・出 産		母子健康手帳の写し
保護者の疾病・障がい 同居親族等の介護・看護		医師等の作成した診断書等 (内容によっては入園基準に合わず、入園できない場合もあります。)
災害復旧		罹災（りさい）証明書
就 学		在学証明書、カリキュラム等
保護者の育児休業		育児休業の通知の写し
求職活動		就労予定申立書

④収入・税額の確認できる書類(平成29年1月1日現在の住所が岡崎市以外のかた)

岡 崎 市 に 転 入 し た 時 期	必 要 書 類
平成29年1月2日から平成30年1月1日までの間	表中①のいずれか(1年分)
平成30年1月2日以降	表中①のいずれかと②のいずれか(2年分)

【表】 必 要 書 類 一 覧
① 平成29年度（28年分）市町村民税課税証明書（※控除内容の記載があるもの） ① 平成29年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書 ① 平成28年分確定申告書の控 ※課税証明書の交付については平成29年1月1日現在に住民登録のある市区町村の税務担当課にご相談ください。
② 平成30年度（29年分）市町村民税課税証明書（※控除内容の記載があるもの） ② 平成30年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書 ② 平成29年分確定申告書の控 ※課税証明書の交付については平成30年1月1日現在に住民登録のある市区町村の税務担当課にご相談ください。

※国外からの転入のかたについては、保育課にお問合せください。

※上記のほかに必要な書類があれば、提出の依頼をさせていただきます。

※認定（変更）申請書記入例（注意事項）

表面

記入例

認定（変更）申請書

提出年月日を記入平成 29 年 9 月 30 日

（宛先）岡 崎 市 長

保護者氏名 保育 太郎 係

代理人が手続きする場合のみ
※保護者氏名欄のかたが記入

認定（変更）申請について、次の者を代理人として定め、権限を授与します。
代理人氏名 保育 洋子

次のとおり子ども・子育て支援法に規定する認定を申請します。

申請に係る小学校 就学前の子ども	氏 名 / 性 別	生年月日 / 利用施設名	個人番号(マイナンバー)
	ふりがな ほいく はなこ 保育 花子 女	平成 26 年 4 月 12 日 根石保育 園	012*****345
保護者の住所・連絡先	(住所) 岡崎市 十王町二丁目9番地 ○○マンション101		
	(電話) 0564 - 23 - 6144 (携帯) ○○○ - ○○○○ - ○○○○		
認定者番号	※既に認定を受けている場合に記入してください。		

☒ 新規	☐ 変更	住所 氏名 世帯員 保護者 婚姻 離婚 出生 死亡 手当等受給状況
変更する項目に○		保育利用期間 保育利用理由 保育利用時間 その他()

入所児童本人の記入は不要 同居者全員を記載してください。変更申請の場合は、変更のある場合のみ記入)

氏 名	生年月日	性別	続柄	勤務先又は学校名等	個人番号(マイナンバー)
保育 太郎	昭平 55 年 8 月 13 日	男	父	株式会社○○	123*****456
保育 洋子	昭平 57 年 8 月 1 日	女	母	△△株式会社	234*****567
保育 正男	昭平 23 年 2 月 14 日	男・女	祖父	老齢	345*****678
保育 正子	昭平 28 年 1 月 31 日	男・女	祖母	株式会社□□	456*****789
保育 一郎	昭平 27 年 7 月 25 日	男・女	弟	根石保育園申込中	567*****890
	昭・平 年 月 日	男・女			
	昭・平 年 月 日	男・女			

同居者全員の個人番号(マイナンバー)を記載してください。
園に提出する際に、保護者欄に記載されたかたのマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード、通知カード等)と、提出者の身元確認書類(運転免許証等)をお持ちください。

生活保護の適用	① : 適用なし	② : 適用あり
児童扶養手当・遺児手当・母子家庭等医療費助成の状況	① : 受給なし	② : 受給あり
特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金等の状況	① : 受給なし	② : 受給あり

氏名:	児童との続柄:
利用期間は原則月の初日からとなり、月途中から開始することはできません。 <各事由の最長利用期間> ■就労:就学まで ■妊娠・出産:出産予定日の8週間前の属する月以降の初日から出産日の8週間後の属する月以前の末日まで ■疾病・障がい・介護等:診断書の記載期間(最長1年) ■求職:3か月間 ■就学:翌年度4月末日まで(例 平成30年4月1日から平成31年4月末日まで) (在学期間が1年未満の場合は在学証明書の記載期間) ■育児休業:育児休業終了日の前月末日まで (終了日が末日の場合は当月末日まで)	手帳番号()
月: 昭・平 年 月 日	個人番号(マイナンバー)

保育料に関わる事項です
ので、該当者は必ず
記入してください。
※記入漏れした場合、
遡って保育料を減額す
ることはできません。

2 利用を希望する期間(新規又は3保育の利用を必要とする理由等)※変更する場合は、必ず記入、開始日は原則翌月以降の1日)	利用を希望する期間	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 から 平成 ○ 年 ○ 月 末 日 まで
--	-----------	-------------------------------------

3 保育の利用を必要とする理由等(変更申請の場合は、変更のある場合のみ記入)

保育の希望の有無	無		：幼稚園等(※1)の利用を希望する場合 (利用時間は教育時間になります。)	
	☒ 有		：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等(※2)において保育の利用を希望する場合	
	保育の利用を必要とする理由 ※有のかたのみ記入	父	☒ 就労	就労先：株式会社〇〇 (育児休業復帰日 平成 年 月 日)
			☐ 内職 ☐ 農業	就労時間：一日当たり 8 時間 × 一月当たり 22 日 = 176 時間
			☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他() 具体的な状況を記入してください。(家事時間・日数、疾病の状況、育児休業の期間等)	
農業の場合は就労先の所在地を記入				
母	☒ 就労	就労先：△△株式会社 (育児休業復帰日 平成 年 月 日)		
	☐ 内職 ☐ 農業	就労時間：一日当たり 5 時間 × 一月当たり 20 日 = 100 時間		
	☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他() ※就労等証明書の記載と一致すること 具体的な状況を記入してください。(出産予定日、従事時間・日数、疾病の状況、育児休業の期間等)			
希望する利用時間	☒ 8:00 ～ 16:00 の保育時間を希望 ☐ 上記以上の保育時間を希望			

(※1)「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

(※2)「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

4 その他

基準日(平成29年1月1日) の住所が市外の場合	基準日の住所：
	転入年月日： 平成 年 月 日

5 特定個人情報の提供に関する署名欄

施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な特定個人情報(世帯情報、市民税、生活保護、児童扶養手当、遺児手当、母子家庭等医療費助成の状況、特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の状況、障がい児(者)の状況、いずれも同居者を含む)を照会・調査すること、及びその情報に基づき決定した利用者負担額について利用施設に対して提示することに同意します。
保護者氏名 保育 太郎 保 育

支給認定証の発行時期について、当該申請に係る保護者の就労等の状況調査に日時を要することから、次年度入所申込は2月上旬までに、その他年度途中入所の申込は申請後おおむね30日以内に発行します。やむを得ない事情により発行が遅延する場合は随時連絡いたします。

施設記載欄	受取	☐ 園長	☐ 主任	☐ 担当	☐ 書記	☐ 代理()
	確認					
	区分					
	支給					
市役所記載欄	記入不要					

H29.9

※申込書記入例（注意事項）

『提出年月日』を記入

裏面も合わせて
2か所必ず押印

表面

保育所・認定こども園入所（園）申込書（兼保育児童台帳）

平成 29 年 9 月 30 日

(宛先) 岡 崎 市 長

保護者住所 岡崎市 十王町二丁目9番地 ○○マンション101

ふりがな ほいでー なるう

保護者氏名 保育 太郎

電話 (0564) 23 - 6144

携帯 ○○○ - ○○○○ - ○○○○

保育

次のとおり保育所・認定こども園への入所（園）を申し込みます。

1 入所児童について

氏 名	生 年 月 日	性 別	利 用 施 設
ふりがな ほいく はなこ	平成 26 年 4 月 12 日	男 女	根石 保育園 ども園
保育 花子			

2 児童の同居家族（同居者全員を記載してください。）

氏 名	生 年 月 日	性別	続柄	勤務先又は学校名
保育 太郎	昭・平 55 年 8 月 13 日	男	父	株式会社○○
保育 洋子	昭・平 57 年 8 月 1 日	女	母	△△株式会社
保育 正男	昭・平 23 年 2 月 14 日	男	祖父	老齢
保育 正子	昭・平 28 年 1 月 31 日	女	祖母	株式会社□□
保育 一郎	昭・平 27 年 7 月 25 日	男	弟	根石保育園申込中
	昭・平 年 月 日	男・女		
	昭・平 年 月 日	男・女		

※父又は母が別居の場合はこちらに記入してください。

父 ・ 母	氏 名 :	生年月日 : 昭・平 年 月 日
	住 所 :	

3 保育所・認定こども園を必要とする期間・理由

希 望 す る 期 間	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日から	就 学 市立乳児保育園の場合は2歳迄の年度末	平成 年 月 末 日 まで
-------------	------------------	------------------------	---------------

「就学以外」の場合に記入

具体的な事情を記入してください。（保育認定世帯のみ記入）

父は株式会社○○でAM8:30～PM5:30勤務
母は△△株式会社でAM9:00～PM3:00勤務

裏 面

以上の事項に同意します。

平成 29 年 9 月 30 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(保護者) 住所 岡崎市 十王町二丁目9番地 ○○マンション101

氏名 保育 太郎

保育

表面と同じ提出年月日

表面と合わせて2か所必ず押印

入園後の手続き

▶ 現況届の提出

保育の必要性に係る事由に引き続き該当していることを確認するために、年に一回（10月～11月）保育園への入所理由を証する書類（就労等証明書、診断書等）を提出していただきます。

▶ 変更届など

次の事項に該当する場合は、速やかに保育園へ届出をしてください（各種様式は、保育園にあります。保育料に関わる届出については届出提出後翌月から変更となります。）。

具体的な手続き例

家庭で保育が可能となった場合	➡	保育園を退園となりますので、「保育所又は認定こども園退所(園)・辞退届」を提出
市内で転居した場合	➡	「認定（変更）申請書」を提出
市外に転出した場合	➡	保育園を退園となりますので、「保育所又は認定こども園退所(園)・辞退届」を提出
家庭状況に変更があった場合 (出産・死亡・結婚・離婚等)	➡	「認定（変更）申請書」を提出。別途書類の提出が必要になる場合もあります。
保育料口座振替納付の開始・中止・口座変更をする場合	➡	「岡崎市口座振替届」を提出。開始には1・2か月かかる場合があります。
市町村民税の修正申告等により税額が変更した場合	➡	保育料が変更になる場合がありますので、保育課に申し出てください（変更は申し出があった翌月から）。
就労先を変更したが、保育が必要な状況は変わらない場合	➡	「就労等証明書（就労）」を提出
承諾期間を満了したが、引き続き同じ理由で入園が必要な場合（看護が続いている場合等）	➡	継続している理由がわかる書類（診断書等）を提出
就労予定であったが、就労を開始した場合	➡	「就労等証明書（就労）」を提出
外勤等で入園しているが、母親が出産を控え、産前産後も保育を必要とする場合（育児休業を取得する場合）	➡	産前産後各8週間を保育が必要な状況として保育園への継続在籍が可能です。「就労等証明書（就労外）」と母子手帳の写しを提出 その後、育児休業を取得する場合は、継続入園ができません場合がありますのでご注意ください。詳しくは、保育園又は保育課にお問合せください。
承諾期間が満了した場合 (卒園する場合)	➡	手続きは不要

※上記に加え、保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合は「認定（変更）申請書」をご提出ください。
(3号認定から2号認定への切替は必要ありません。)

保育園一覧表

[公立]

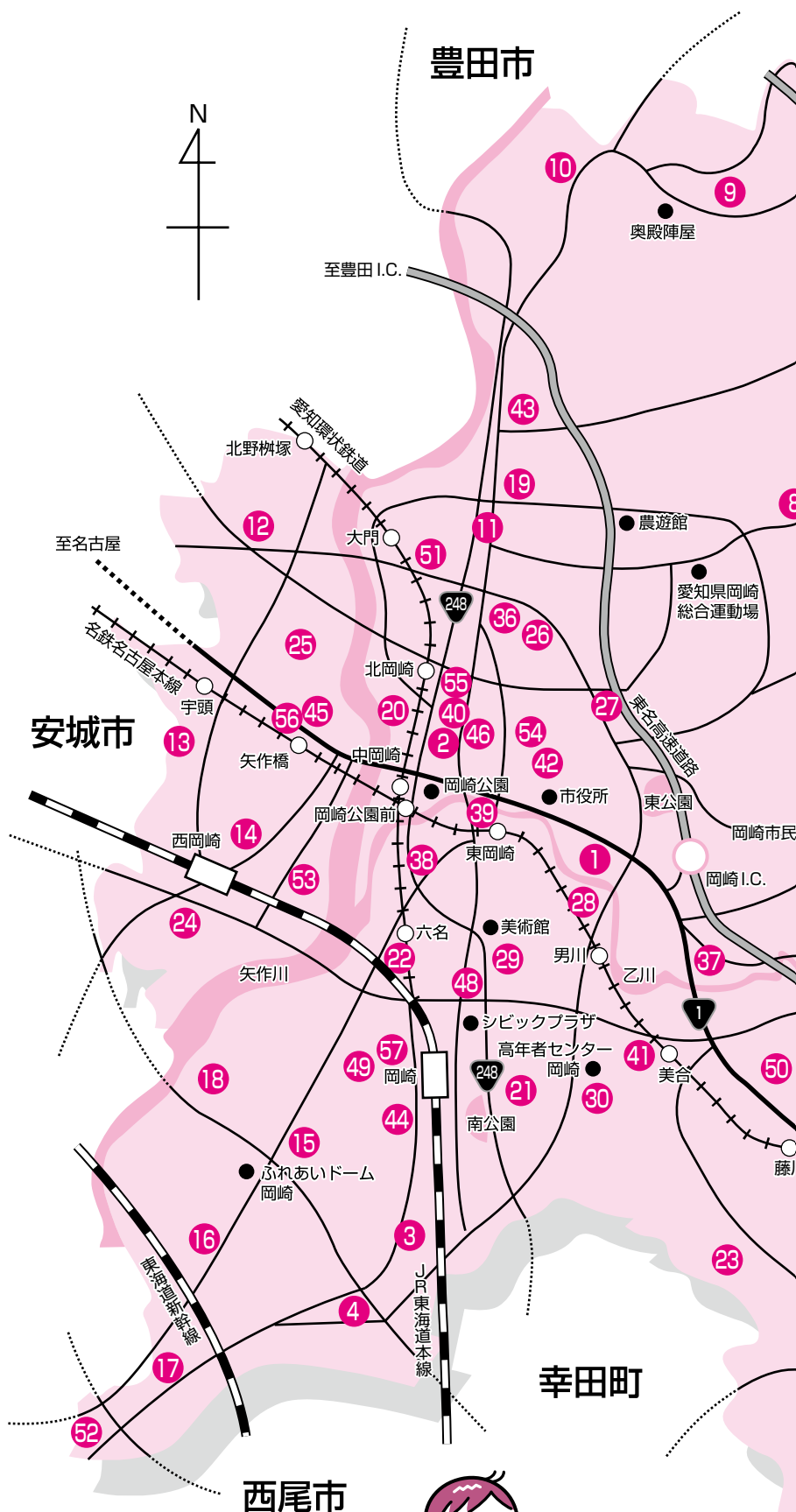
番号	保育園名	所在地	電話番号	開所時間
①	根石	栄町	22-4237	◎
②	城北	八帖北町	23-5600	◎
③	福岡	上地町	51-9117	◎
④	福岡南	福岡町	51-9144	◎
⑤	藤川	藤川台3丁目	48-2034	◎
⑥	山中	舞木町	48-2113	◎
⑦	本宿	本宿町	48-2654	◎
⑧	常盤	滝町	46-2208	◎
⑨	岩松	奥殿町	45-3532	○
⑩	細川	細川町	45-2501	◎
⑪	大樹寺	鴨田町	22-5144	◎
⑫	北野	北野町	31-4575	◎
⑬	矢作西	西本郷町	31-5502	○
⑭	矢作南	大和町	31-5277	◎
⑮	六ツ美北	土井町	52-2667	◎
⑯	六ツ美中	下青野町	43-2660	○
⑰	六ツ美南	中島東町	43-2645	○
⑱	六ツ美西	中之郷町	52-1492	◎
⑲	百々	河原町	22-2076	◎
⑳	八帖	八帖北町	23-2911	◎
㉑	若松	若松東2丁目	51-7131	◎
㉒	六名南	六名南2丁目	52-4100	◎
㉓	竜谷	竜泉寺町	52-4105	○
㉔	島坂	島坂町	31-6000	○
㉕	中園	中園町	31-2783	○
㉖	井田	井田町	21-5695	○
㉗	稲熊	稲熊町	21-5018	◎
㉘	大西	大西1丁目	21-5509	◎
㉙	奈良井	竜美南2丁目	53-7366	◎
㉚	緑丘	緑丘3丁目	53-9617	◎
㉛	豊富	榎山町	82-3039	◎
㉜	豊富第二	榎山町	82-3033	○
㉝	宮崎	石原町	83-2370	○
㉞	形埜	桜形町	84-2031	◎
㉟	下山	保久町	84-2860	○
㊱	南部乳児	羽根西新町	未定	◎

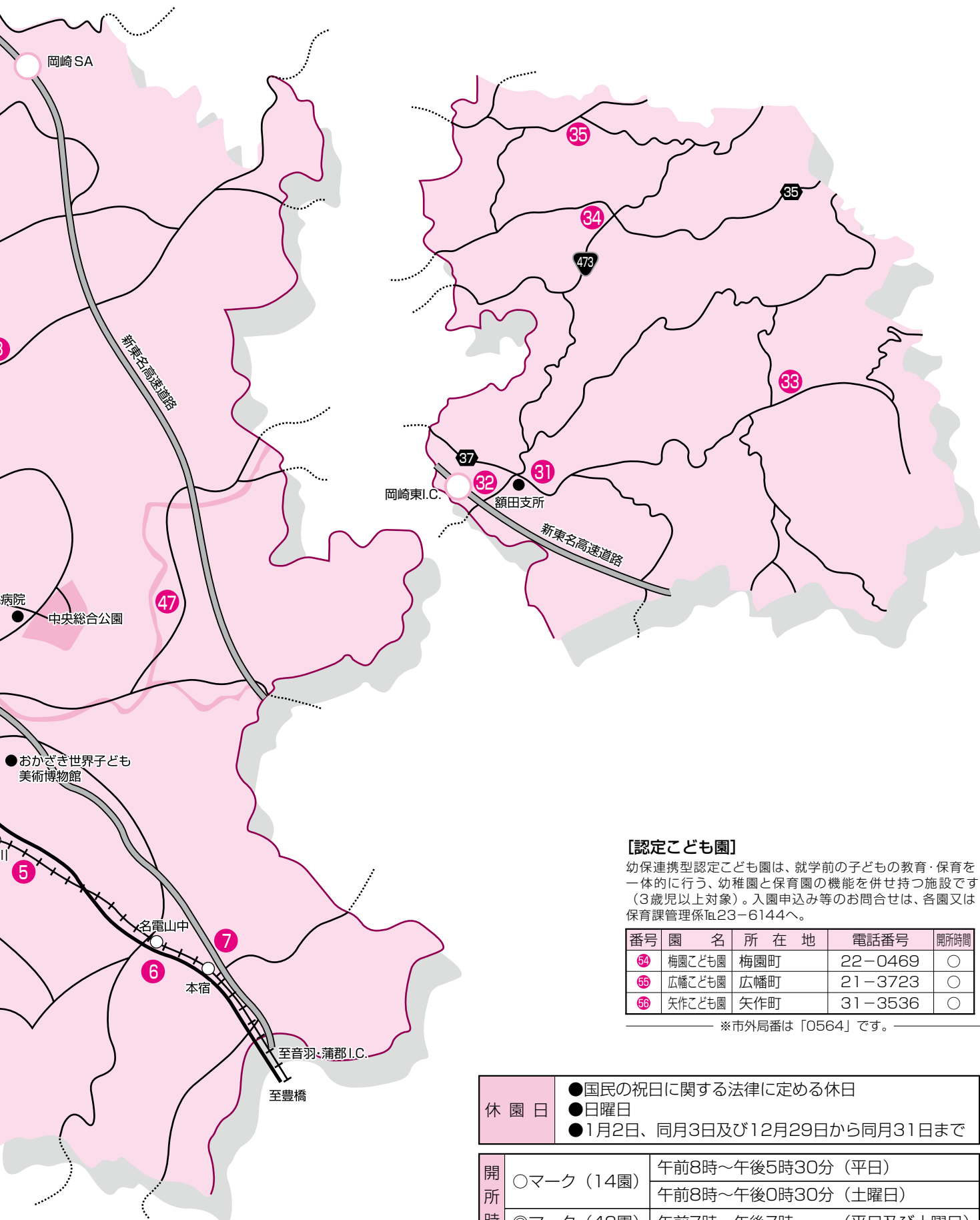
※㊱は3歳未満児のみ対象です。

[私立]

番号	保育園名	所在地	電話番号	開所時間
㊲	八十塚	鴨田町	21-4857	◎
㊳	男川	丸山町	24-6651	◎
㊴	六名	六名2丁目	51-5439	◎
㊵	明德	明大寺本町	22-0474	◎
㊶	元能見	元能見町	22-6395	◎
㊷	美合	美合町	51-2305	◎
㊸	燕ヶ丘	中町	21-2758	◎
㊹	岩津	岩津町	45-5525	◎
㊺	白鳩	針崎町	51-5035	◎
㊻	矢作	矢作町	31-2354	◎
㊼	るんぴー	能見通	21-8526	●
㊽	秦梨	秦梨町	47-2222	◎
㊾	みなみ	戸崎町	51-3352	◎
㊿	むつみ	法性寺町	52-9359	◎
50	岡	岡町	51-2795	◎
51	大門	大門4丁目	24-6402	◎
52	中島	中島町	43-4648	◎
53	渡	渡町	32-2477	◎

※市外局番は「0564」です。





※ご利用は実際に保育が必要な時間のみとなります。延長保育については15ページをご覧ください。

保育時間について

保育必要量の認定によって保育時間が異なります。

保 育 時 間	保育短時間	午前8時～午後4時（平日）
		午前8時～午後0時30分（土曜日）
	保育標準時間①	午前8時～午後5時30分（平日及び土曜日） P9・10表中○マークの園は土曜日午後0時30分まで
	保育標準時間②	午前7時～午後6時（平日及び土曜日）

※クラスを主体とした保育は、午前8時30分から午後4時までです。

▶ 延長保育について

保護者の勤務形態や恒常的な残業等やむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要な児童に対して、有料で延長保育を実施しています。就労証明書等がない場合は利用できません。

延長保育の利用を希望されるかたは、保育園に詳細をお尋ねください。

▶ 入園当初の保育時間

初めて集団保育を経験されるため、生活環境の変化から疲労を感じる児童もいます。入園当初は相談のうえ、児童が保育園に慣れるため、短い保育時間から始めること（「ならし保育」といいます。）がありますのでご了承ください。

▶ 土曜日の保育について

土曜日は、職員交替の勤務体制で保育園を開いていますが、ご両親のどちらかが土曜日が休日の職場に勤務されている等、可能な場合は家庭保育のご協力をお願いします。

よくある

Q&A

**学区以外の
保育園に入園する
ことができますか？**

市内の保育園であれば、どここの保育園でも入園可能です。例えば、家の近くではなく、職場に近い保育園に入園するかたもいます。

**食物アレルギーへの
対応は
できますか？**

医師の診断書が必要です。除去食の提供にあたっては、各園の状況により、弁当の持参となる場合もあります。詳しくは、保育園へお問合せください。

**軽い障がいがありますが
入園する保育園は
ありますか？**

おおむね3歳以上の中・軽度の障がい児保育を実施していますが、集団保育が可能であるか等を面接し、入園の可否を決定します。入園可能な方でも希望保育園以外に入園していただく場合があります。

**病み上がりの子どもを
預けることはできますか？**

八帖保育園及び岡崎げんき館で病気の回復期にある乳幼児をお預かりする病後児保育事業を実施しています。
詳しくは八帖保育園（23-2931）又は岡崎げんき館（65-3800）にお問合せください。

保育料について

保育にかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただきます。

▶ 保育料の決定

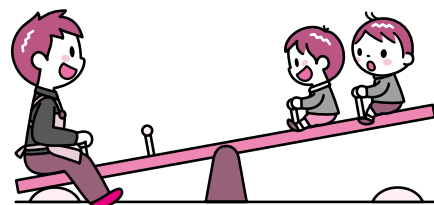
- ①保育料は、保護者（父・母）又は祖父母の前年分の市町村民税等の額及び児童の年齢に応じて決定します。保育料は申告されている税額により算定されており、各家庭で異なります。
- ②平成30年度4～8月分の保育料については、平成29年度市町村民税の額から決定し、保育園から通知します。9月以降の保育料については、平成30年度市町村民税の額から決定し、保育園から通知します。
- ③前年所得のなかったかたでも申告が必要となります。市民税課（東庁舎3階）で申告してください。
- ④保育料は、各月の初日が在籍の基準日となりますので、出席日数にかかわらず1か月分の保育料を納入していただきます。
- ⑤保育料は税金額により算定されるため、税申告に誤りがないか、入園前に市町村民税の通知書等でよくご確認ください。

▶ 保育料の納入について

- ①保育料は毎月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座振替により納入していただきます。
- ②保育料等の通知については、再発行できませんので必ず保管しておいてください。
- ③保育料を滞納されると退園していただく場合があります。

▶ その他

保育料とは別に保育園ごとに教材費実費等が必要となる場合があります。



よくある

Q&A

祖父母と同居
していますが、
保育料の算定の対象と
なりますか？

保護者（父・母）に市町村民税の額があれば、祖父母は算定の対象となりません。ただし、保護者に市町村民税の額がない場合は、祖父母の市町村民税の額が算定の対象となります。

ひとり親家庭ですが
保育料の免除は
ありますか？

ひとり親家庭についても保護者の税額を保育料一覧表に当てはめて決定されます。ただし、B階層及びC～D2階層に該当する場合には保育料が減免になる場合があります。

（14ページ参照）

公立と私立の
保育園の違いは
ありますか？

保育料は、公立・私立とも同じです。また、保育内容についても地域の特色や保育園の伝統等により違いはありますが、基本的には同じです。



〈参考資料〉保育料一覧表



1 一般保育料（0・1・2歳児）

階 層 区 分		金額(月額 単位:円)		
		保育短時間 (午前8時～午後4時)	保育標準時間① (午前8時～午後5時30分)	保育標準時間② (午前7時～午後6時)
B	市町村民税の非課税世帯	2,000	2,000	2,000
C	市町村民税の所得割が 非課税である世帯(均等割のみ課税)	7,700	8,700	9,700
D0	市町村民税の所得割額が 48,000円未満の世帯	9,300	10,300	11,300
D1	〃 48,000円以上 64,000円未満の世帯	11,600	12,600	13,600
D2	〃 64,000円以上 83,000円未満の世帯	16,500	17,500	18,500
D3	〃 83,000円以上 115,000円未満の世帯	21,200	22,200	23,200
D4	〃 115,000円以上 141,000円未満の世帯	27,100	28,100	29,100
D5	〃 141,000円以上 170,000円未満の世帯	33,000	34,000	35,000
D6	〃 170,000円以上 208,000円未満の世帯	40,400	41,400	42,400
D7	〃 208,000円以上 330,000円未満の世帯	45,400	46,400	47,400
D8	〃 330,000円以上の世帯	48,000	49,000	50,000

2 一般保育料（3歳児）

階 層 区 分		金額(月額 単位:円)		
		保育短時間 (午前8時～午後4時)	保育標準時間① (午前8時～午後5時30分)	保育標準時間② (午前7時～午後6時)
B	市町村民税の非課税世帯	1,600	1,600	1,600
C	市町村民税の所得割が 非課税である世帯(均等割のみ課税)	6,100	7,100	8,100
D0	市町村民税の所得割額が 48,000円未満の世帯	7,500	8,500	9,500
D1	〃 48,000円以上 64,000円未満の世帯	9,900	10,900	11,900
D2	〃 64,000円以上 83,000円未満の世帯	15,300	16,300	17,300
D3	〃 83,000円以上 115,000円未満の世帯	18,600	19,600	20,600
D4	〃 115,000円以上 141,000円未満の世帯	20,500	21,500	22,500
D5	〃 141,000円以上 170,000円未満の世帯	21,100	22,100	23,100
D6	〃 170,000円以上 208,000円未満の世帯	22,300	23,300	24,300
D7	〃 208,000円以上 330,000円未満の世帯	23,500	24,500	25,500
D8	〃 330,000円以上の世帯	23,900	24,900	25,900

3 一般保育料（4・5歳児）

階 層 区 分		金額(月額 単位:円)		
		保育短時間 (午前8時～午後4時)	保育標準時間① (午前8時～午後5時30分)	保育標準時間② (午前7時～午後6時)
B	市町村民税の非課税世帯	1,400	1,400	1,400
C	市町村民税の所得割が 非課税である世帯(均等割のみ課税)	5,800	6,800	7,800
D0	市町村民税の所得割額が 48,000円未満の世帯	6,900	7,900	8,900
D1	〃 48,000円以上 64,000円未満の世帯	9,100	10,100	11,100
D2	〃 64,000円以上 83,000円未満の世帯	14,200	15,200	16,200
D3	〃 83,000円以上 115,000円未満の世帯	17,100	18,100	19,100
D4	〃 115,000円以上 141,000円未満の世帯	19,000	20,000	21,000
D5	〃 141,000円以上 170,000円未満の世帯	19,700	20,700	21,700
D6	〃 170,000円以上 208,000円未満の世帯	20,700	21,700	22,700
D7	〃 208,000円以上 330,000円未満の世帯	21,000	22,000	23,000
D8	〃 330,000円以上の世帯	21,300	22,300	23,300

(保育料算定の切替時期)

保育料の 算定の基礎となるもの	期(月)	平成30年4月～8月	平成30年9月～平成31年3月
市町村民税		平成29年度分 (平成28年1月～12月の所得 にかかる市町村民税)	平成30年度分 (平成29年1月～12月の所得 にかかる市町村民税)

※市町村民税額は配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等をする前の額となります。

- (1) 年齢区分はクラス年齢で算定します。年度途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。
- (2) 婚姻によらずにひとり親となったかた（税法上の寡婦（夫）控除の対象外のかた）で、児童扶養手当を受給している（全部支給・一部支給）かたに対しても、寡婦（夫）控除をみなし適用し保育料を算定します。該当するかたは、必ず認定（変更）申請書と保育所入所申込書の所定欄へご記載ください。記載のない場合は、みなし適用による保育料の算定は行いません。入所途中で適用することが判明した場合は、判明した月の翌月から保育料に反映されます。
- (3) 児童の属する世帯がB階層で、次に該当する場合は保育料を徴収しません。また、児童の属する世帯がC～D2階層で、次に該当する場合は4.5歳児…1,400円・3歳児…1,600円・0.1.2歳児…2,000円、第二子以降無料となります。
 - ア 保護者が児童扶養手当、遺児手当又は母子家庭等医療費助成を受けている世帯
 - イ 身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けているかたのいる世帯
 - ウ 特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金又はこれに準ずる年金の支給を受けているかたのいる世帯
 - エ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているかたのいる世帯

4 延長保育料

利用されるかたは、一般保育料に次の金額が加算されます（B階層の世帯は延長保育料を徴収しません。）。

○保育短時間認定の場合（最大で午前7時～午後7時のご利用となります。）

区 分	保育時間	金額(月額 単位:円)
延長Aコース	午前8時～午後5時30分（平日のみ）	1,000
延長Bコース	午前7時～午後6時（平日及び土曜日）	2,000
延長Cコース	午前7時～午後7時（平日及び土曜日）	3,000

○保育標準時間②認定の場合（延長保育が必要な場合は保育標準時間①の認定になることはありません。）

区 分	保育時間	金額(月額 単位:円)
延長Dコース	午前7時～午後7時（平日及び土曜日）	1,000
延長Eコース	午前7時～午後10時（平日及び土曜日）	6,000

保育料の軽減について

▶同一世帯から同時入園している場合の保育料軽減について（延長保育料の軽減はありません。）

- ①同一世帯から複数の児童が保育園に同時に入園している場合に年齢が下の児童の保育料が軽減されます。
- ②同一世帯から複数の児童が保育園と*幼稚園等を同時利用した場合、年齢が下の保育園に入園している児童の保育料が軽減されます。

*幼稚園等とは、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部、障がい児通所支援事業所をいいます。

◎「幼稚園の同時利用による保育園料金軽減申出書」の提出が必要となります。

◎幼稚園料金については幼稚園にお問合せください。

→兄が保育園に通園、妹が幼稚園に通園の場合は、保育園保育料の軽減対象になりません。

対象児童	保育園児に適用される保育料
最も年齢の高い児童	保育料一覧表の額
次に年齢の高い児童	保育料一覧表の半額
その他の児童	無 料



▶ 第三子の場合の保育料軽減について（延長保育料の軽減はありません。）

18歳未満の児童を3人以上養育している世帯で、第三子以降の0・1・2歳児（平成26年4月2日以降に生まれた児童）が保育園に入園している場合は保育料が軽減されます。

保育料階層区分	保育園児に適用される保育料
B～D5階層	無 料
D6～D8階層	保育料一覧表の半額

▶ 多子世帯の保育料軽減について（延長保育料の軽減はありません。）

複数の児童を養育しているB～D1階層の世帯は、児童の年齢に関わらず保育料が軽減されます。

対象児童	保育園児に適用される保育料
第一子	保育料一覧表の額
第二子	保育料一覧表の半額
第三子以降	無 料

【例】 保育短時間認定で、2歳児と小学生2人の兄弟の場合

- D6階層と認定された場合
2歳児 40,400円 軽減 → 20,200円（月額）
- D5階層と認定された場合
2歳児 33,000円 軽減 → 0円（月額）



子育て支援センターのご案内

岡崎市総合子育て支援センター

- 場 所 岡崎市八帖北町4番地9（城北保育園3階）
- 電 話 26-0706
- 開設日 月～金曜日 午前9時30分～正午
午後1時～午後4時
土 曜 日 午前9時30分～正午

育児相談等電話受付（すくすくテレホン）
月～金曜日 午前8時30分～午後5時
土 曜 日 午前8時30分～正午

●事業内容

情報の提供	子育て講座の開催
子育て情報紙「すくすく」毎月発行 配布先：各子育て支援センター・市役所 保健所・市民センター・りぶら他	詳しくは、子育て情報紙「すくすく」又は岡崎市ホームページでお知らせします。
サークル育成・支援	子育て人材バンク
友達作りをしたい！悩みを聞いて欲しい！おしゃべりを楽しみたい！そんなお母さんたちが集まって“サークル”を作っています。関心のあるかたはご連絡ください。	絵本の読み聞かせ、人形劇、手遊び等の子育てに関する技能や知識を活かしたいかたはご登録ください。派遣が必要な場合もお問い合わせください。
発達支援就園相談窓口	スワンの会
発達に心配のあるお子さんの育児や就園についての相談を受けています。	「ことばがゆっくりかな」、「落ち着きがない」等、お子さんの様子が気になるママと親子で遊ぶ教室です（事前予約が必要）。

初めてのママのためのひろばを開催しています。
事前の申込みや予約は不要ですので、ぜひ遊びに来てください。

ねんねひろば（3～4か月児）	毎週木曜日	午後1時30分～午後2時30分
ころころひろば（5～6か月児）	毎週火曜日	
にこにこひろば（7～8か月児）	毎週水曜日	

地区子育て支援センター

- 開 設 日 月～金曜日（午前8時30分～午後3時30分）
（土・日・祝日は休み）
- 事業内容 育児相談
サークル支援

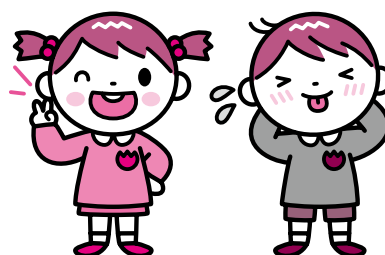
六ツ美中保育園
子育て支援センター
岡崎市下青野町祐知35
TEL 43-0841

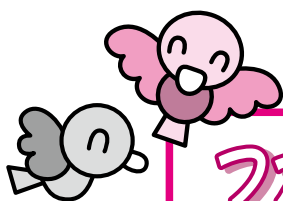
藤川保育園
子育て支援センター
岡崎市藤川台3丁目1-5
TEL 48-2266

岩松保育園
子育て支援センター
岡崎市奥殿町字根屋敷11
TEL 45-1488

島坂保育園
子育て支援センター
岡崎市島坂町字川田55-1
TEL 31-6766

豊富第二保育園
子育て支援センター
岡崎市樫山町字市場45
TEL 82-4888





ファミリー・サポート・センター ってどんなところ？

「子育ての手助けをしてほしい」かたと
「子育てのお手伝いをしたい」かたが会員となり、
助け合いながら活動する会員組織です。

- 仕事や通院、冠婚葬祭等で、一時的に子どもを預かってほしいとき
- 保育施設や学校等への送迎

このようなときにセンターが、依頼内容や地理的条件等を考慮してコーディネートします。
詳しく知りたいかたは電話でお問合せください。

お問合せ

こども部 家庭児童課内 ファミリー・サポート・センター
TEL 0564-87-5050 FAX 0564-87-5051



こ う ふ く (幸福)
あ い じ ょ う (愛情)
ら い ふ (生活)

こあらは岡崎市ファミリー・
サポート・センターの愛称です。

ママを
応援します！

産前・産後 ホームヘルプサービス

妊娠中及び出産後6か月以内で、家庭内の支援が
受けられないかたを対象に、ヘルパー等を派遣し、
家事や育児等の支援を行います。

※課税世帯は、利用料がかかります。



お問合せ

こども部 家庭児童課 児童相談係
TEL 0564-23-6745 FAX 0564-23-6833

◆ お問い合わせ先

岡崎市こども部 保育課

福社会館1階 16番窓口

TEL.0564-23-6144 FAX.0564-23-6540